

# 国立大学法人群馬大学資産寄附受入事務取扱要領

平成19年4月1日 制定

改正 平成23年4月1日 平成24年4月1日

平成26年4月1日 令和2年4月1日

令和3年2月3日

(趣 旨)

**第1** 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）における資産の寄附受入手続については、他に別の定めのあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定 義)

**第2** この要領において「学部等」及び「学部長等」とは、国立大学法人群馬大学会計事務取扱規程（平成16年4月1日制定）第3条に定めるところによる。

2 この要領において「資産」とは、不動産及び動産（国立大学法人群馬大学寄附金等事務取扱規程に係るものを除く。）をいう。

(受 入 れ)

**第3** 資産の寄附は、寄附者の自発的好意によるもので、かつ、本学の事業遂行のために必要なものについて受け入れることができる。

2 資産を受け入れようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、これを受け入れることはできない。

(1) 次に掲げる条件が付されているとき。

ア 寄附された資産を使用し学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。

イ 寄附申込み後、寄附者がその意思により資産の全部又は一部を取り消すことができること。

ウ その他学長又は学部長等が本学の業務遂行上特に支障があると認める条件

(2) 資産を受け入れることにより著しい経費の負担を伴うとき。

(承 認)

**第4** 学部長等は、資産の寄附申込みを受けたときは、資産寄附受入承認申請書により学長の承認を受けなければならない。ただし、国立大学法人群馬大学固定資産管理規程（平成23年4月1日制定。以下「固定資産管理規程」という。）第2条第2項に規定する「物品」、同規程26条に規定する「少額物品」及び取得価格が10万円未満又は耐用年数が1年未満の「消耗品」については、学部長等が承認することができる。

(科学研究費助成事業等により購入した物品の寄附)

**第5** 国立大学法人群馬大学科学研究費助成事業等経理事務取扱規程（平成16年4月1日制定）第9条第1項により、本学に寄附する場合は、寄附手続きを省略することができる。

(価格の査定)

**第6** 寄附資産の価格の査定は、当該寄附資産を受け入れようとする財産管理役（分任財産管理役を含む。以下同じ。）が、当該寄附資産の取得価格、経過年数、耐用年数等を

考慮した見積価格により行うものとする。

(その他)

**第7** 寄附資産受入れ後の資産管理については、固定資産管理規程による。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月3日から施行する。